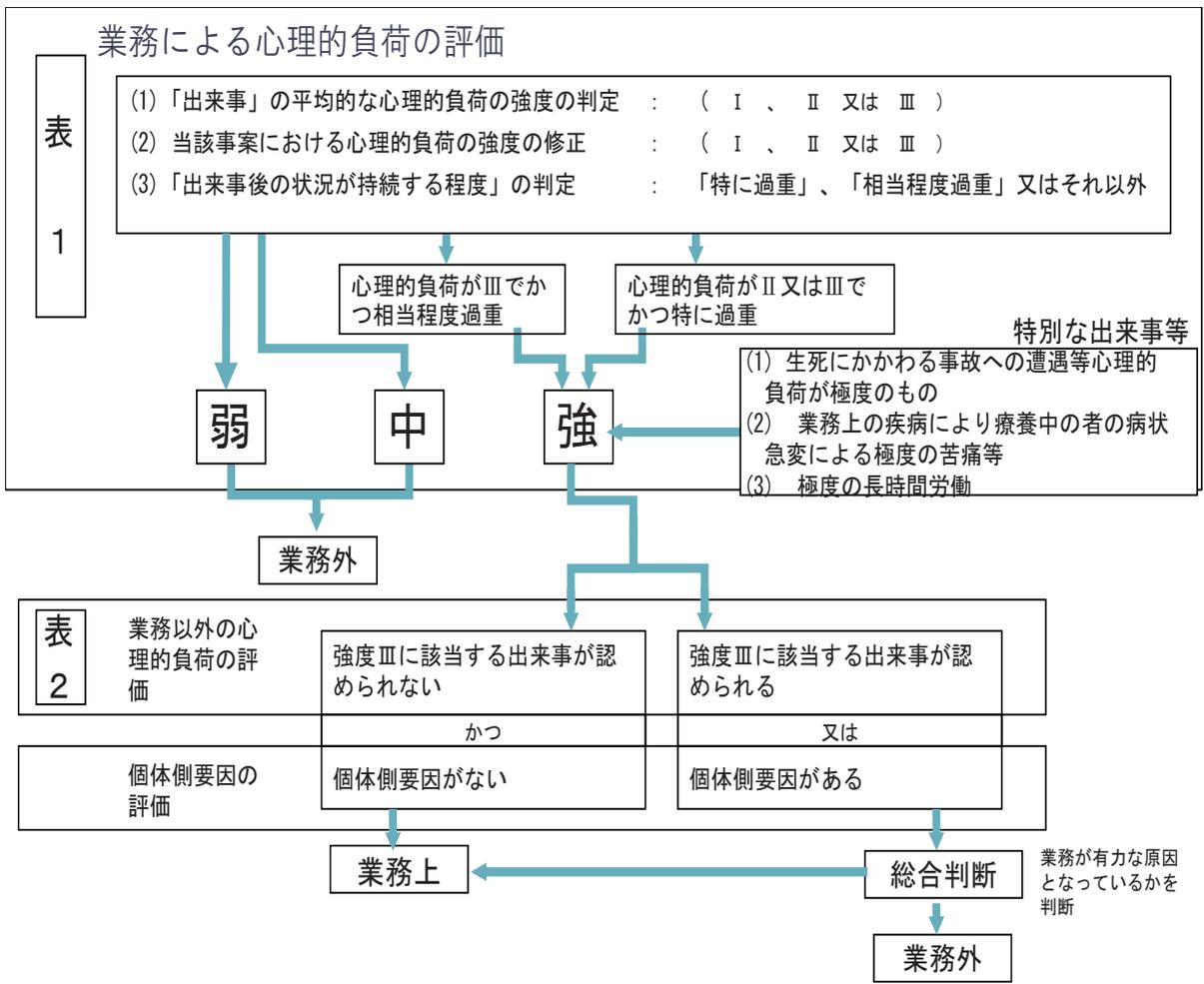


論点に関する労災補償の現状

- 1 現行の判断指針による判断の流れ
- 2 「業務による心理的負荷」と「業務以外の心理的負荷」及び「個体側要因」に関する認定状況
- 3 「出来事」と「出来事後の状況が持続する程度」の総合評価の状況
 - (1) 出来事の心理的負荷強度の評価状況
 - (2) 出来事の心理的負荷強度が「Ⅲ」の事案の総合評価の状況
 - (3) 出来事の心理的負荷強度が「Ⅱ」の事案の総合評価の状況
 - (4) 出来事の評価「Ⅰ」の事案に係る総合評価の状況
- 4 複数の出来事が存在し、総体としての心理的負荷の程度を強度と評価した事案
- 5 労働時間と認定状況の関係
 - (1) 業務上外別労働時間数
 - (2) 極度の長時間労働の認定状況
- 6 前回の検討会での質問事項
 - (1) 出来事の類型別平均処理期間
 - (2) 疾患名別認定状況

1 現行の判断指針による判断の流れ



<事例>

(事実関係)

- 1 管理職に昇進した。
- 2 初めての管理職への就任であり、希望していなかった未経験の分野の業務であった。
- 3 上司からは早期の成果を強く求められるが、部下からの信頼は得られず、次第に孤立した状況になった。また、休日出勤が大幅に増加した。
- 4 親の健康問題を気にしていた。
- 5 以前不眠症になったことがある。

(判断の流れ)

- ① 1の出来事を、「昇進した」に当てはめ、平均的な心理的負荷の強度は「I」。
- ② 2の状況から、当該事案における心理的負荷の強度を「II」に修正。
- ③ 3の状況から、「出来事後の状況が持続する程度」を「特に過重」と判定。
- ④ 業務以外の心理的負荷（4の状況）、個体側要因（5の状況）を総合的に判断して、業務上とした。

2 「業務による心理的負荷」と「業務以外の心理的負荷」及び「個体側要因」に関する認定状況

(1) 監督署における認定状況

平成21年度の決定件数852件のうち、業務による心理的負荷が「強」と判断されたものは234件であって、このうち、「業務以外の心理的負荷」及び「個体側要因」により当該精神障害を発病したとして業務外とされたものはない。

この背景として、

- ・ 「業務以外の心理的負荷」及び「個体側要因」を認定するための事実認定は、請求人やその家族からの聴取によるほかにないが、請求人やその家族が不利益となりかねない事実を積極的に陳述することはほとんどないこと。
- ・ 「業務以外の心理的負荷」又は「個体側要因」の存在が明らかとなった場合であっても、「業務による強い心理的負荷」が認められることを前提としつつ、当該「業務以外の心理的負荷」又は「個体側要因」によって精神障害が発病したということを証明するのは非常に困難であることがあると考えられる。

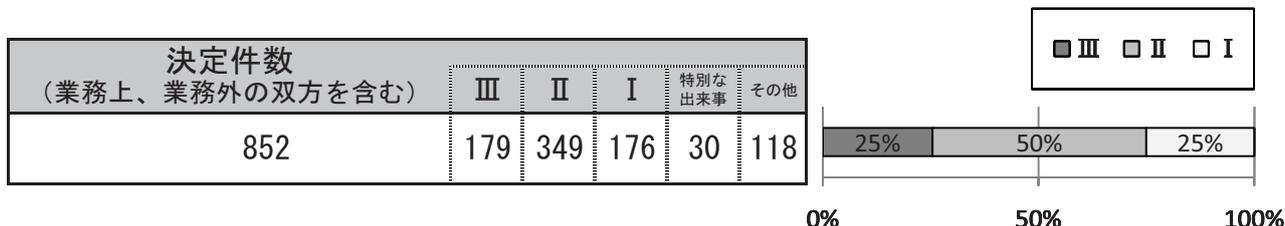
(2) 裁判の状況

平成20年度及び21年度中に判決のあった73件のうち、業務による強い心理的負荷が認められた上で「業務以外の心理的負荷」又は「個体側要因」により当該精神障害を発病したとして業務外とされたものはない。

3 「出来事」と「出来事後の状況が持続する程度」の総合評価の状況

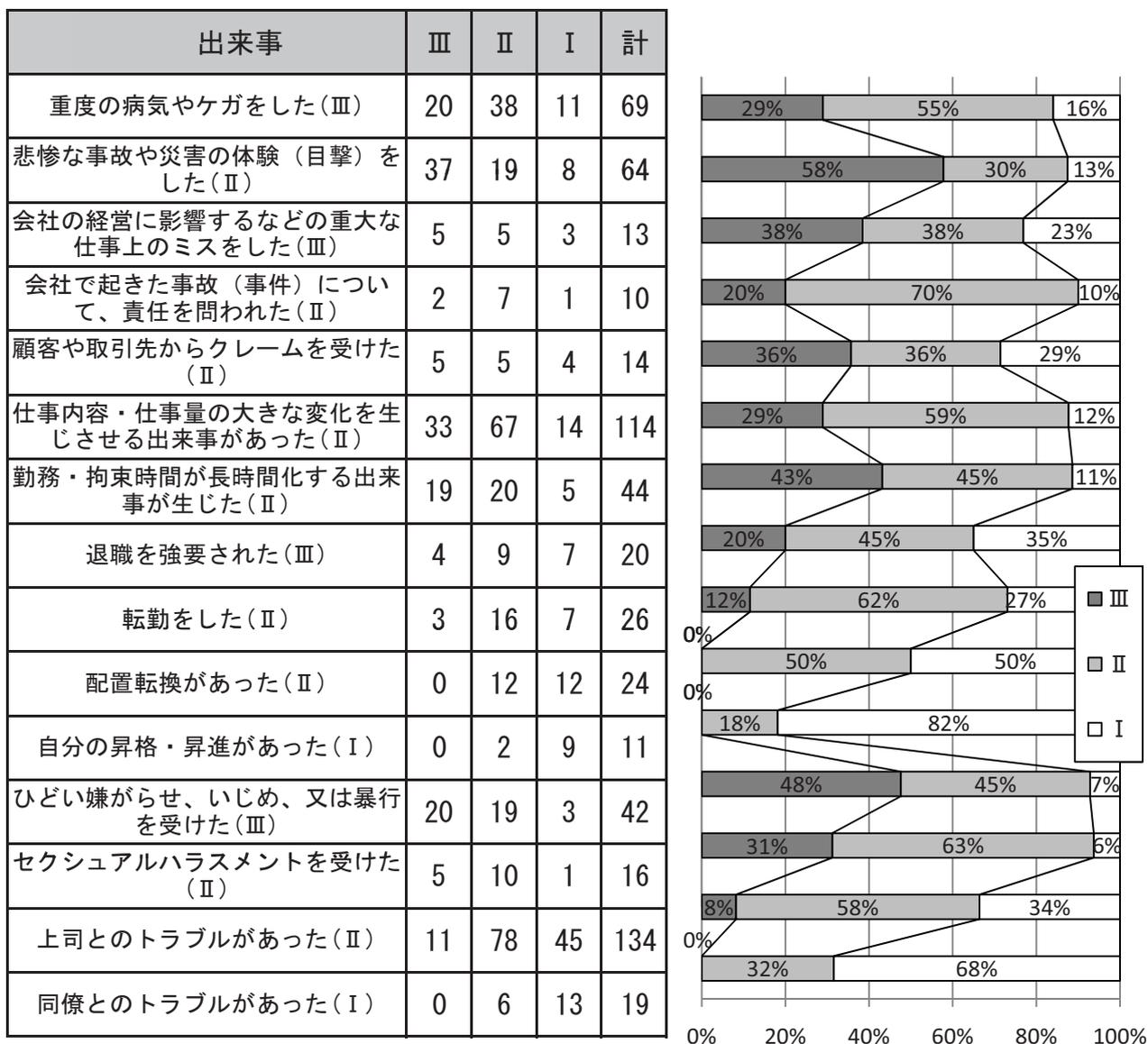
(1) 出来事の心理的負荷強度の評価状況

①平成21年度に決定した852件の出来事の心理的負荷強度の分布



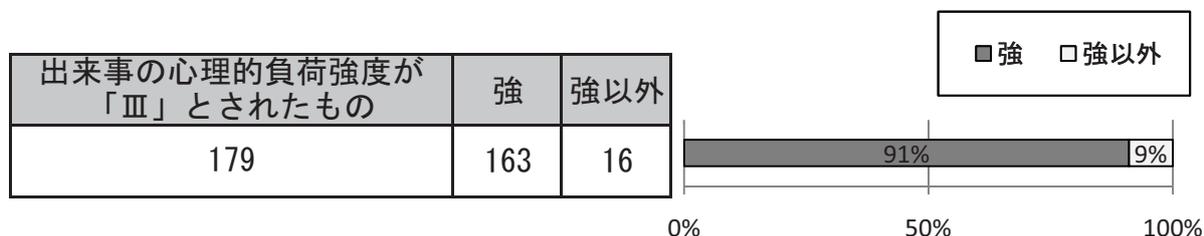
※ その他の件数は、評価の対象となる出来事が認められなかった事案。

②うち、主な出来事ごとの心理的負荷強度の分布



※ 出来事の末尾に括弧書きで示しているのは、当該出来事の平均的な強度。

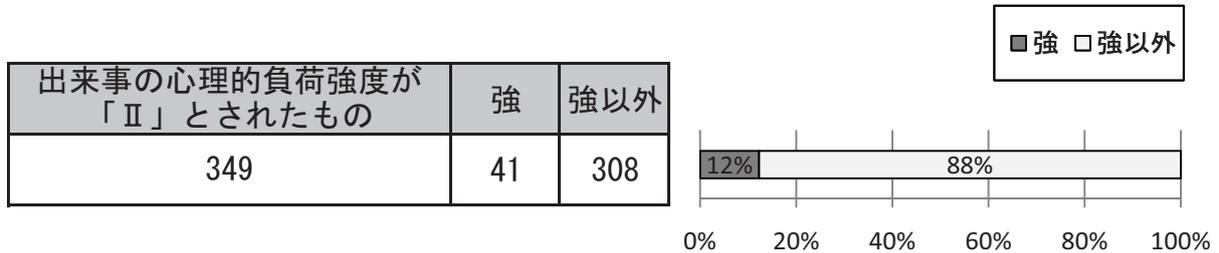
(2) 出来事の心理的負荷強度が「Ⅲ」の事案の総合評価の状況
 出来事の心理的負荷強度が「Ⅲ」と評価された事案のうち、総合評価が「強」となったものの割合（平成21年度）



<総合評価が「強」に至らなかった事案の例>

- ・ 上司とのトラブルがあった事案。
 業務の進め方について専務に叱責されたことから、「上司とのトラブルがあった」（平均Ⅱ）に当てはめ、他の従業員のいる前で、代表権を有している専務からの処分を予感させる叱責であったことから、Ⅲに修正した。
 しかし、結果的に何の処分もされていないこと、特に時間外労働等の増加もないことから、出来事後の状況が持続する程度は「相当程度過重」とはいえないとして、総合評価は「中」とした。

- (3) 出来事の心理的負荷強度が「Ⅱ」の事案の総合評価の状況
出来事の心理的負荷強度が「Ⅱ」と評価された事案のうち、総合評価が「強」となったものの割合（平成21年度）



<総合評価が「強」となった事案の例>

- 営業及び配車管理等を行っていた職員が、経理、庶務等の事務も併せて行うこととなった事案。
「仕事内容・仕事量の大きな変化があった」（平均Ⅱ）に当てはめ、修正はせず「Ⅱ」と評価した。
仕事量の増加により時間外労働が月100時間を超え恒常的な時間外労働がみられることから、出来事後の状況が持続する程度は「特に過重」とし、総合評価を「強」とした。
- 業務成績が上がらないとして社長から叱責を受け、営業部長から営業課長に降格され、担当を外すなどされた事案。
「上司とのトラブル」（平均Ⅱ）に当てはめ、修正はせずⅡと評価した。
社長からの度重なる叱責が確認でき、業務指導の範囲を超えて繰り返し行われていることから、出来事後の状況が持続する程度は「特に過重」とし、総合評価を「強」とした。

- (4) 出来事の心理的負荷強度が「Ⅰ」の事案の総合評価の状況
出来事の心理的負荷強度が「Ⅰ」と評価された事案であって、総合評価が「強」となったものはない。

4 複数の出来事が存在し、総体としての心理的負荷の程度を強度と評価した事案

(事例1)

病院に勤務する医師が、当直に患者の家族から暴行を受けて骨折する負傷をし、その直後に、死亡した別の患者の家族から被災者を名指しして訴えられたもの。

暴行を受けたことを「悲惨な事故や災害の体験をした」(平均Ⅱ)に、訴えられたことを「顧客や取引先からクレームを受けた」(平均Ⅱ)に当てはめた。

そして、暴行事案に関する警察等との対応のさなかに次の出来事が立て続けに起こっていること等から、総合的に判断して出来事の心理的負荷は「Ⅲ」とした。

(事例2)

生命保険の営業職員について、ノルマが達成できなかったこと、仕事上のミスについて上司からの叱責を受けたこと、研修生との間のトラブル等が約1か月の間に生じたもの。

ノルマの未達成を「ノルマが達成できなかった」(平均Ⅱ)に、上司からの叱責を「上司とのトラブルがあった」(平均Ⅱ)に、研修生とのトラブル等を「部下とのトラブルがあった」(平均Ⅰ)に当てはめた。

そして、以上の出来事が立て続けに起こっていることから、心理的負荷は総合的に評価して「Ⅲ」とした。

5 労働時間と認定状況の関係

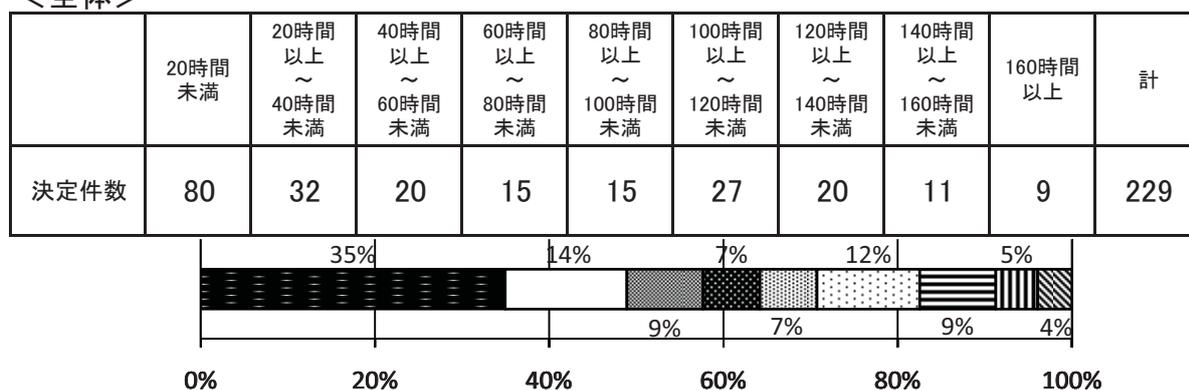
(1) 業務上外別労働時間数

業務上認定及び業務外認定別の時間外労働時間数の分布
(平成21年度)

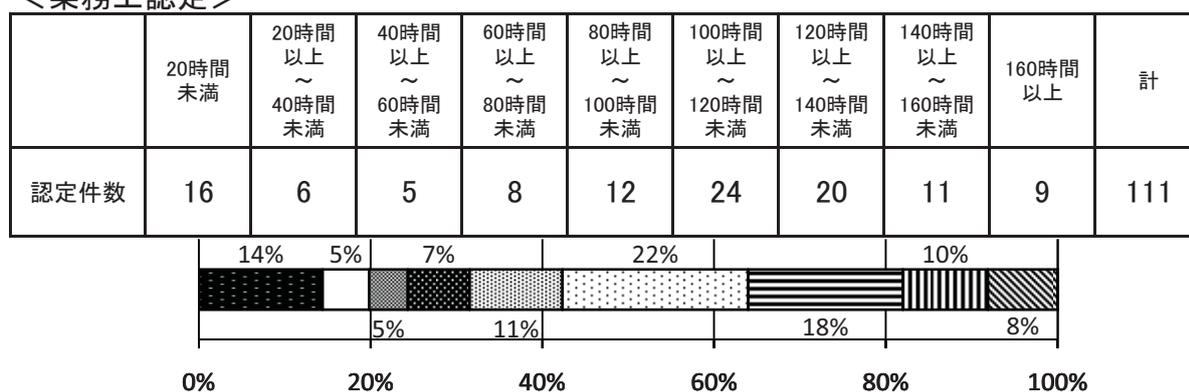
※ 時間外労働時間数が判明している事案のみ集計・分類している。

※ 時間外労働時間数は、発病前6か月以内の平均時間外労働時間数のうち最も長いもの

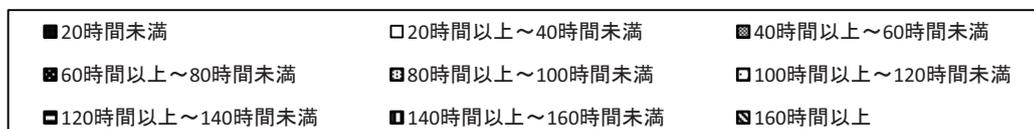
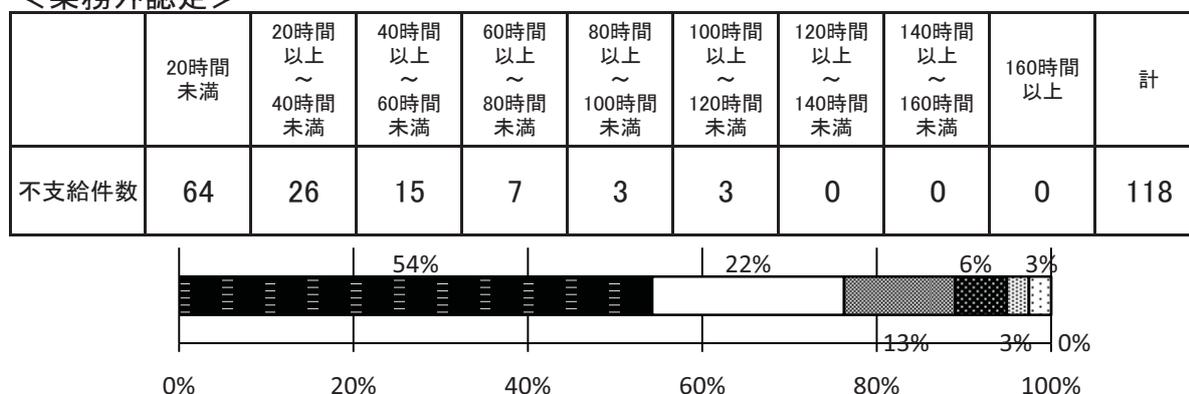
<全体>



<業務上認定>



<業務外認定>



(2) 極度の長時間労働の認定状況

「極度の長時間労働」があったとして認定した事案の、時間外労働時間数の内訳（平成21年度）

「極度の長時間労働」があったもの	60時間以上 ～ 80時間未満	80時間以上 ～ 100時間未満	100時間以上 ～ 120時間未満	120時間以上 ～ 140時間未満	140時間以上 ～ 160時間未満	160時間以上
6	0	0	0	0	1	5

(注) 前記5の(1)とは別に集計したもの。上記6件のうち2件は、5(1)の件数に含まれていない。

(参考) 睡眠時間から算出した時間外労働時間数の概算

1 業務により睡眠時間が4時間となるケース

- ・ 時間外労働は、1日約6時間
- ・ 平日（月～金）に毎日6時間の時間外労働を行い、土日は休日の場合、
1週（7日）の時間外労働は約30時間
月（4週）の時間外労働は約120時間
- ・ 上記に加えて毎週土曜日に1日14時間の休日労働を行った場合、
1週（7日）の時間外労働は約44時間
月（4週）の時間外労働は約176時間
- ・ 上記に加えて毎週日曜日にも1日14時間の休日労働を行った場合、
1週（7日）の時間外労働は約58時間
月（4週）の時間外労働は約232時間

2 業務により睡眠時間が5時間となるケース

- ・ 時間外労働は、1日約5時間
- ・ 平日（月～金）に毎日5時間の時間外労働を行い、土日は休日の場合、
週（7日）の時間外労働は約25時間
月（4週）の時間外労働は約100時間
- ・ 上記に加えて毎週土曜日に1日13時間の休日労働を行った場合
週（7日）の時間外労働は約38時間
月（4週）の時間外労働は約152時間
- ・ 上記に加えて毎週日曜日にも1日13時間の休日労働を行った場合
週（7日）の時間外労働は約51時間
月（4週）の時間外労働は約204時間

6 前回の検討会での質問事項

(1) 出来事の類型別平均処理期間（業務上、業務外を含む）

出来事の類型ごとに、平均処理期間を算出したもの（平成21年度）

出来事の類型	決定件数	支給決定件数	平均処理期間 (月数)
1 事故や災害の体験	133	53	7.6
2 仕事の失敗、過重な責任の発生等	79	31	9.7
3 仕事の量・質の変化	166	80	9.6
4 身分の変化等	31	4	9.5
5 役割・地位等の変化	71	6	8.2
6 対人関係のトラブル	214	29	9.1
7 対人関係の変化	10	1	9.5
8 特別な出来事	30	30	7.1
9 その他	118	0	7.8
合計（全体の平均処理期間）	852	234	8.7

※ 平均処理期間(月数)は、平均処理期間(日数)を30で除して小数点以下第2位を四捨五入したもの

(2) 疾患名別平均処理期間（業務上のみ）

疾患名ごとに、業務上となったものについて平均処理期間を算出したもの
（平成21年度）

疾患名		支給決定 件数	平均処理期間 (月数)
F20	統合失調症	1	15.9
F23	急性一過性精神病性障害	1	17.6
F23.0	統合失調症状を伴わない急性多形性精神病性障害	1	11.8
F3	気分障害	11	8.6
F31	双極性感情障害	1	9.9
F32	うつ病エピソード	91	9.2
F32.0	軽症うつ病エピソード	3	9.5
F32.1	中等症うつ病エピソード	6	8.8
F32.11	中等度うつ病エピソード（身体性症候群を伴うもの）	1	8.5
F32.2	精神病症状を伴わない重症うつ病エピソード	5	6.1
F32.3	精神病症状を伴う重症うつ病エピソード	1	11.4
F33	反復性うつ病性障害	2	7.2
F34	持続性気分（感情）障害	1	4.3
F4	神経症性障害	3	6.2
F41	他の不安障害	1	17.1
F41.0	パニック障害	1	9.3
F43	重度ストレス反応及び適応障害	18	7.3
F43.0	急性ストレス反応	14	7.7
F43.1	外傷後ストレス障害	41	6.9
F43.2	適応障害	22	9.0
F43.21	遷延性抑うつ反応	1	3.7
F43.22	混合性不安抑うつ反応	6	9.2
F44.4	解離性運動障害	1	10.9
F45.1	鑑別不能型身体表現性障害	1	12.7
合計(全体の平均処理期間)		234	8.5

※ 平均処理期間(月数)は、平均処理期間(日数)を30で除して小数点以下第2位を四捨五入したもの